三　縦覧場所

沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一

喜名公民館

四　縦覧期間

平成二十四年五月二日から同月十六日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

嘉手納飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県沖縄市字上地	六五八番一	雑種地
長次原		
沖縄県沖縄市字上地	六五九番一	雑種地
長次原		
沖縄県沖縄市字山内	一〇二五番一	山林
大迫原		
沖縄県沖縄市字山内	一二九二番	畑
西原		
沖縄県沖縄市字山内	一五三六番八	畑
石迫原		
沖縄県沖縄市字嘉良	一一七番	山林
川嘉良川原		
沖縄県沖縄市字嘉良	七七九番一	山林
川能理原		
沖縄県沖縄市字嘉良	七七九番二	山林
川能理原		
沖縄県沖縄市字嘉良	七七九番三	山林
川能理原		
沖縄県沖縄市字白川	五四八番一	雑種地
竹下原		
沖縄県中頭郡嘉手納	五九番	畑
町字水釜金壇子原		
沖縄県中頭郡嘉手納	六七番	宅地
町字水釜金壇子原		
沖縄県中頭郡嘉手納	一四六番	畑
町字兼久中原		
沖縄県中頭郡嘉手納	八〇三番	墓地
町字国直下国直原		
沖縄県中頭郡嘉手納	一五六番	畑
町字屋良屋良原		
沖縄県中頭郡嘉手納	一一九一番	山林
町字屋良崎間作原		
沖縄県中頭郡嘉手納	一二七九番	畑
町字屋良当底原		
沖縄県中頭郡嘉手納	一一六番	宅地
町字野里村内原		
沖縄県中頭郡嘉手納	五一四番	畑
町字野里大城原		
沖縄県中頭郡嘉手納	一〇三八番	墓地
町字野里前原		
沖縄県中頭郡嘉手納	七一番	畑
町字野国村内原		
沖縄県中頭郡嘉手納	一四六番	畑
町字野国後原		
沖縄県中頭郡嘉手納	二九四番	宅地
町字野国後原		
沖縄県中頭郡北谷町	一〇七〇番	墓地
字上勢頭平安山伊森		
原		
沖縄県中頭郡北谷町	四〇〇番二	墓地
字下勢頭下勢頭原		
沖縄県中頭郡北谷町	八四五番一	山林
字下勢頭大道原		

三　縦覧場所

沖縄県沖縄市上地4丁目二二番二号　中の町公民館

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地九

沖縄防衛局

沖縄県中頭郡北谷町字桑江二二六番地　北谷町役場

四　縦覧期間

平成二十四年五月二日から同月十六日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十四年五月二日

防衛大臣　田中　直紀

キャンプ瑞慶覧の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県宜野湾市字安	三六三番	山林
仁屋東原		
沖縄県宜野湾市字安	三六五番	山林
仁屋東原		
沖縄県宜野湾市字安	三七四番	原野
仁屋東原		
沖縄県宜野湾市字安	五七五番	田
仁屋前原		
沖縄県宜野湾市字安	五七六番	田
仁屋前原		
沖縄県宜野湾市字安	五七七番	田
仁屋前原		
沖縄県宜野湾市字安	六一四番	田
仁屋前原		
沖縄県宜野湾市字喜	一一九八番	田
友名下原		
沖縄県宜野湾市字喜	一一九九番	田
友名下原		
沖縄県宜野湾市字喜	一二〇〇番	畑
友名下原		
沖縄県宜野湾市字喜	一二一二番	田
友名下原		
沖縄県宜野湾市字喜	一二一三番	田
友名下原		
沖縄県宜野湾市字喜	一二一四番	田
友名下原		
沖縄県宜野湾市字新	四五九番	畑
城大道原		
沖縄県宜野湾市字新	四七六番	畑
城大道原		
沖縄県宜野湾市字新	五五六番	原野
城下原		
沖縄県宜野湾市字新	五九四番	原野
城下原		
沖縄県宜野湾市字新	六六六番	原野
城下原		
沖縄県宜野湾市字新	六六八番	原野
城下原		